

決算審査特別委員会

令和6年9月18日（水曜日）

決 算 審 査 特 別 委 員 会

令和6年9月18日（水曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 号 令和5年度旭市一般会計決算の認定について
- 議案第 2 号 令和5年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について
- 議案第 3 号 令和5年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第 4 号 令和5年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 議案第 5 号 令和5年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について
- 議案第 6 号 令和5年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 7 号 令和5年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第 8 号 令和5年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

出席者（10名）

委員長	片 桐 文 夫	副委員長	崎 山 華 英
委 員	松 木 源太郎	委 員	景 山 岩三郎
委 員	永 井 孝 佳	委 員	戸 村 ひとみ
委 員	菅 谷 道 晴	委 員	伊 藤 春 美
委 員	常世田 正 樹	議 長	飯 嶋 正 利

欠席委員（なし）

傍聴議員（1名）

議 員 伊 場 哲 也

説明のため出席した者（17名）

企画政策課長	柴 栄 男	財政課長	池 田 勝 紀
税務課長	榎 澤 茂	保険年金課長	高 野 久
高齢者福祉 課長	椎 名 隆	農水産課長	伊 藤 弘 行
会計管理者	小 澤 隆	上下水道課長	多 田 一 徳
監査委員 事務局長	杉 本 芳 正	その他担当 職員	8名

事務局職員出席者

事務局長	穴 澤 昭 和	事務局次長	黒 柳 雅 弘
副主幹	菅 晃		

開会 午前10時 0分

○委員長（片桐文夫） おはようございます。

最終日の決算審査特別委員会を開催いたします。

本日もスムーズな進行を務めていきたいと思いますので、答弁者も質疑者も簡潔な答弁、質疑をよろしくお願いして、スムーズに最終日を迎えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は9名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより決算審査特別委員会を開会いたします。

昨日に引き続きまして、飯嶋議長に出席をいただいておりますので、飯嶋議長にご挨拶をお願いいたします。

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまです。

本日、決算審査特別委員会3日目ということで、昨日に引き続きましては、決算審査をしていただくことになっております。どうか十分にご審議をお願い申し上げまして、簡単ではございますが挨拶に代えさせていただきます。片桐委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（片桐文夫） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（片桐文夫） それでは、昨日に引き続いて審査を行います。

最初に、昨日の一般会計の決算の回答について訂正したい旨の申出がありましたので、よろしくお願いいたします。

農水産課長。

○農水産課長（伊藤弘行） 議案第1号の6款農林水産業費の関係で、永井委員の質疑の中で、水田農業構造改革推進事業の飼料用米の作付面積と増減でありますけれども、この回答で私、主食用米の作付目標面積で回答してしまいましたので、この辺について訂正をさせていただ

きたいと思います。

飼料用米の作付面積ですが、令和5年度は783.9ヘクタールで、前年度と比較しますと30.3ヘクタール増加しております。

以上でございます。

○委員長（片桐文夫） それでは、議案第2号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

説明、質疑は着座で結構です。答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 議案第2号につきましては、本会議において補足説明を申し上げたとおりでありますので、加えての説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（片桐文夫） 担当課の説明は終わりました。

議案第2号について、質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） それでは、議案第2号について質疑に入らせていただきます。

本年は8億3,100万円の市債の返済、元利合計も含んでということで、令和5年度は終わっているわけですが、病院事業債の今までの明細が説明資料の中に出ていまして、それを含めてちょっとご質疑申し上げますけれども、令和5年度の起債の対象、これは全部医療機器ということで、8億7,303万1,170円の市債を起こしまして、それで全体的な返済額としては、歳出のほうで、幾らだっけかな、ちょっと後で教えて。

それで、私が聞きたいのは、こういうことなんですよ。病院事業債明細書というのを見ると、平成5年からの分が残っていて、令和5年の分で発行済みが323億5,700万円なんですけれども、この経過を見ていくと、令和元年ぐらいまでは、ほとんどが建設事業なんですね。それで、令和元年度から、平成30年度も含めてです、から、医療機器の整備関係の起債が出てくるわけです。ここのところは、平成30年の看護師宿舎整備を除く、それから令和元年の同じ看護師宿舎整備を除けば、あとの残りは全部医療機器関係なんですけれども、そうしますと、これから建物を建てるというのはほぼなくなって、医療機器関係で8億円から10億円ぐらいの起債ということがずっと続くんですかね。そういうことを含めて簡単に今後の起債状況についてご説明ください。

○委員長（片桐文夫） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） まず最初、ちょっと質疑の内容があれだったんですけれども、まず令和5年度末の起債の残高としましては、173億8,246万711円、これが令和5年度末の起債の残高となります。

あと、起債の借入れの状況ですが、建物ですので、一度建ててしまえば何十年かは建てなくて済むということがあります。最近ではほとんど機器で借り入れているという状況になっております。

ただ、令和5年度まではそうだったんですが、令和6年度、令和7年度につきましては、医師宿舎の整備を予定しておりますので、令和6年、令和7年にはやっぱり建物の借入れが出てきます。金額については、まだちょっと出ておりませんので、何とも言えないところです。以上です。

○委員長（片桐文夫） 松木委員。

○委員（松木源太郎） ありがとうございます。

それで、その先のことでお聞きしたいんですけれども、長期の建物だとかすごく多いですね。8億円とか10億円とかという、医療機器はこれでいくんですけれども、今回、令和6年度から60億円に増えた短期の債務のことなんですけれども、これは30億円から60億円という倍額にしたんですけれども、ここら辺のところは長期債務との関係でもってどういう考えの下に、評価委員会のオーケー取っているからできたんでしょうけれども、30億円から60億円に変えたんですか。その内容をちょっと簡単に教えてください。

○委員長（片桐文夫） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 特別会計の話とは変わってきますけれども、そこはよろしいでしょうか。

○委員長（片桐文夫） はい、その件だけ。

○企画政策課長（柴 栄男） 短期借入限度額、こちらにつきましては、中央病院の中期計画の中で示されております。その中で、短期借入れの限度額が上がったという、この辺の状況はということでした。

短期限度額につきましては、これは起債の借入れとは別でありまして、想定される発生理由としまして、三つあります。賞与支給等による一時的な資金不足への対応、二つ目として、予定外の退職者の発生に伴う退職手当増への対応や人件費増への対応、三つ目として、負担金、補助金などの受入れ、遅延等による資金不足への対応ということが想定されております。

実際、限度額、設けておりますが、これは資金が急に足りなくなった場合にこちらを利用するということになりますので、これを借り入れるという性質のものではございません。病院としては、一時的な資金不足、退職手当の増とかの対応も含めた全体の中で増額を見込んだということになります。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 松木委員。

○委員（松木源太郎） だから、この議論をここですべきかどうかというような問題があるんだけど。

○委員長（片桐文夫） 松木委員に失礼します。また今のことに関してのあれですか。であれば、決算を審査する場なので、後日またお願いします。

○委員（松木源太郎） 意見だけです。大幅な赤字が出た年に限度額が増えているということで、私は長期の債務のほうに問題が起きないかどうか大変心配してしまして、そのところを意見だけ申し上げておきます。

それから、本会議でのご答弁の中でちょっとあった問題でもって一つ聞きたいんですけども、長期の債務の問題で、答弁の中で、経理上の問題、例えばかなり増えたという問題、私の計算よりも増えているという問題がありましたけれども、それについてはまた別に聞きに上がります。現在のこの会計の問題点というのは、やはり病院がこれからどういう方向に向かうかということと大変関係してしまして、今後2年間にまた建物を建てるということなんですけれども、かなり空いている建物もあるのに建てるということなので、それについては大変私は不安に思っています。それだけ意見を申し上げて、質疑を終わります。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

崎山委員。

○委員（崎山華英） お願いします。同じく説明資料の中でお尋ねしたいんですけども、先ほど短期借入限度額は60億円ということで、中期目標のほうに載っているのを私も確認させていただいて、こちらの起債については長期借入れになる分ということだと思うんですけども、この限度額というのはどこか示されていたら、教えてください。起債の上限額を教えてください。

これ、また導入する機械というのはどのようにして採用されるのかということと、あと今年から起債対象医療器械一覧のほうで、区分で更新のものと新設のものでご親切に書いていただいているんですけども、この更新となった場合に、今ある既存の機械については、それ

どれどのような処理を行っているのか、売却するのか、完全に廃棄になるのか教えてください。

○委員長（片桐文夫） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 先ほど短期借入れとは別に、長期借入れの限度額の考え方、どこで示されているのかということでした。長期借入れの限度額につきましては、やはり病院が示します中期計画の中で、中期計画というのは、その計画期間中の総額の予算も示しております。その予算の中で、長期借入金ということで、4年間の金額として第2期の場合は31億1,900万円という限度額が示されております。これを4年間各年度に割り振って、借り入れるというような形になります。

機器の借入れ、どのようにして借り入れる機器を決めているかということでした。これにつきましては、今回示してある部分もありますけれども、現場からはやっぱり老朽化に伴いもっと多くの機器を更新したいという話があるんですが、借入れ限度額がある中で、なるべくなら本来、更新もしたいところですが、借入れも少なくしたいという部分もありますので、その辺を勘案して、本当に必要な部分、それについて更新を行うというような形になっています。

更新した場合の古い機器なんですが、すみません、ちょっと私ここ下取りになっているのかというのがはっきり回答できませんので、ここはちょっと回答を控えさせていただきます。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 崎山委員。

○委員（崎山華英） ありがとうございます。中央病院のほうから出ている、「こんにちは」でしたっけ、そういうだよりのようなものでも確認させていただいて、ダヴィンチ、手術支援ロボットの紹介をされていたんですけれども、かなり最新機器で県内でも有数の機械が導入されているということで、かなり高度な医療ができる病院になっているんだなというのも分かりましたし、限度額もあるという中で、いろいろ協議して採用しているということが分かりました。ありがとうございます。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

常世田委員。

○委員（常世田正樹） 1点だけ、説明資料の6ページになります。起債対象医療器械一覧の契約金額についてなんですけれども、契約は入札であったり、こういった形でメーカーとか、

例えば医師がこのメーカーのこの機械がいいよというような、そういうふうにして決めているのか、そこら辺分かる範囲で教えてください。

○委員長（片桐文夫） 常世田委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） 医療機器につきましては、基本入札でやっていると思います。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 常世田委員。

○委員（常世田正樹） メーカーによって結構使いやすいとか、先生によって使いやすい、使いにくいというような話をちょっと聞いたことがあったんですけども、外科医であったりの意見というのは反映されたりはするんでしょうか。分かる範囲で教えてください。

○委員長（片桐文夫） 常世田委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） すみません、その辺の詳しい話をちょっとこちら聞いてないのであれなんですけれども、どうしても特定の医療機器しかないという場合であれば、当然そのメーカーのものになるかと思うんですけれども、それ以外であれば、基本は競争になるかと思っております。

以上です。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（片桐文夫） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続いて、議案第3号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） それでは、議案第3号、令和5年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定につきまして、補足説明を申し上げます。説明につきましては、着座にて失礼いたします。

本会議では決算書に沿ってご説明いたしましたので、本日は旭市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に関する説明資料によりご説明いたします。

タブレットの歳入歳出決算の資料、こちらのようなものになりますが、ご用意いただければと思います。

それでは、説明に入らせていただきます。

2 ページをご覧ください。

左側上段の表は、国保の年度平均世帯数と被保険者数の推移となっております。

一番上の令和5年度の世帯数は1万140世帯、前年度1万566世帯と比べまして4.0%の減となっております。被保険者数につきましては1万6,948人、前年度の1万8,028人と比べまして6.0%の減となりました。

次に、下段の表、国保加入率の推移でございます。

住民基本台帳における旭市の世帯数及び人口に対する国保世帯数と被保険者数の割合となっております。

令和5年度末の国保加入率は、世帯割合が36.2%、対前年度から1.9ポイントの減となっております。人口割合が26.1%で、対前年度から1.4ポイントの減となっております。加入率については減少が続いております。

次に、右側の表をご覧ください。

滝郷診療所の状況となります。令和5年度の欄をご覧ください。

診療日数は187日、患者数は5,543人、前年度と比べ4.7%の増となりました。

次に、右側に移りまして、診療収入につきましては5,564万7,000円、前年度と比べ0.7%の増となりました。

続きまして、3ページをご覧ください。

国保における保険給付費の状況となっております。

右側の一番下の表、⑦の合計欄をご覧ください。

令和5年度の保険給付費の総額は、国保連合会に支払います手数料を含めまして53億8,809万9,000円、前年度と比べ0.6%の減となりました。減の要因は、被保険者数の減少により、保険給付費の総額も減少したことによるものでございます。

4 ページをご覧ください。

国保税の収納状況になります。

表の左側、令和5年度の現年課税分の欄をご覧ください。

左から3列目、現年課税分の収入済額は15億9,812万円、その隣の不納欠損額は3万7,000円、3列移りまして、収納率は95.7%となっております。

続きまして、右側の滞納繰越分になります。滞納繰越分の収入済額は7,675万円、その隣、不納欠損額は1,413万9,000円、収納率は、3列右側に移りまして、36.0%になりました。

なお、5ページにつきましては、年度当初におきます保険税の賦課状況でございます。

以上で、議案第3号の保険年金課からの補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（片桐文夫） 税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） 議案第3号、令和5年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、税務課から補足説明を申し上げます。

資料としてお配りしてございます令和5年度決算補足資料（国民健康保険税の収納状況等）をご覧くださいと思います。資料右上に議案第3号税務課となっているものとなります。

それでは、2ページをお願いいたします。

初めに、国民健康保険税の収納状況についてご説明いたします。

資料の表は、前年度と比較をしたものです。区分欄Aの令和5年度調定額の合計は18億8,095万6,392円で、対前年2億3,552万7,327円の減となりました。

減の主な理由は、75歳到達による後期高齢者医療制度への移行に伴う被保険者数の減によるものです。

Bの収入済額合計は16億7,487万45円で、対前年2億1,521万7,725円の減となりました。

Cの不納欠損額合計は1,417万7,131円で、対前年325万3,510円の増となりました。

一つ飛ばしまして、収入未済額合計は1億9,407万3,716円で、前年度より2,348万6,476円の縮減となりました。

その下の収納率ですが、令和5年度の現年分が95.66%で0.48ポイントの増、滞納繰越分が36.00%で7.04ポイントの減となり、現年分、滞納繰越分の合計では88.93%で、前年度より0.27ポイントの減となりました。

続いて、3ページをお願いいたします。

この表は国民健康保険税を科目別に前年度と比較したもので、説明は、一番右側の収入済額増減を申し上げます。

初めに、一般被保険者についてですが、医療分が1億4,602万9,832円の減、後期高齢者分が4,733万5,071円の減、介護分が2,185万2,822円の減となり、小計では前年度より2億1,521万7,725円の減となりました。

次に、退職被保険者については、令和5年度、令和4年度とも収入はありませんでした。

以上、国民健康保険税の合計では、前年度より2億1,521万7,725円の減となりました。

続きまして、4ページをお願いいたします。

上段の表（1）は、過去5年間の収納率の推移です。令和5年度の国民健康保険税の合計収

納率は 88.93%で、前年度と比較すると 0.27 ポイントの減となりましたが、数値的には過去 2 番目に高い収納率であり、令和元年度と比較しますと 6.9 ポイントの増となっております。

下段の表（2）は、過去 5 年間の収入未済額の推移です。令和 5 年度の現年分、滞納繰越分の収入未済額の合計は 1 億 9,407 万 3,716 円で、令和元年度と比較しますと 1 億 3,548 万 2,839 円縮減することができました。

令和 5 年度の国民健康保険税の収納状況の説明は以上となりますが、今後も法にのっとった適正な滞納整理に当たり、税の公平性の観点から収納率の向上に努めてまいります。

議案第 3 号についての税務課所管の補足説明を終わります。

○委員長（片桐文夫） 担当課の説明は終わりました。

議案第 3 号について、質疑がありましたらお願いいたします。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 1 点だけ、お願いいたします。

398 ページの一般管理費の備考欄の 11、通信運搬費に含まれる保険証について、保険証が 12 月からマイナンバーに切り替わるが、現状でどのくらいの方が紙の保険証からマイナンバーに切り替わっているのか、お伺いいたします。

○委員長（片桐文夫） 景山委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） それでは、ご回答申し上げます。

まず、前提としまして、現在使っています被保険者証につきましては、経過措置によりまして、令和 6 年 12 月 1 日現在で有効な被保険者証につきまして、資格に変更がない場合に限りまして、最長来年の 7 月 31 日まで使用が可能です。したがって、マイナンバーカードと被保険者証の併用という形になってございます。

それを踏まえまして、12 月以降ということですが、毎月転入などで資格異動する方が平均で 100 名程度ございます。そうしますと、マイナ被保険者証から切り替わる方については、これが上限になるのかなということで考えております。ただ、正確な数値につきましては、こちらのほうで捉えづらいところがございますので、回答についてはちょっと申し上げられないという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

崎山委員。

○委員（崎山華英） 説明資料の3ページの保険給付の状況の中で、高額介護合算療養費、こちらは令和5年は前年に比べて11件増ということで、対前年増減率70.1%ということなんですけれども、こちらの増の要因として、もし考えられるものがあれば教えてください。

あと、施設勘定のほうもいいんですけど、一緒に。施設勘定の関連ですけれども、滝郷診療所の関連で、これも説明資料の2ページになるんですけども、滝郷診療所のこちらの患者数なんですけれども、もしデータがあれば年代ごとのデータを教えてほしいです。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） それでは、崎山委員からいただきました2点につきましてご回答いたします。

まず、3ページの高額介護合算につきまして、どうして増えているのかということでございますが、こちらにつきましては、基本的に、個人の関係がありまして、容易に内容的に説明がつかないんですけれども、ただ、今、結構景気が停滞した関係で、どうしても所得の関係で、低所得者が増えている関係で、高額の方介護合算としては出てきている可能性がございます。

高額療養費につきましては、限度額が低所得者に限りましてはだんだん下がってくる形になります。そうすると、差額分が、上限が80万円ちょっとありますので、そこに加味した形で返すような形になってくるので、それが影響しているのかなというふうに判断させていただいております。

もう一つ、滝郷診療所につきましては、申し訳ありません、現年分ということでございまして、ちょっと今手持ちのほうに資料がございませんので、もし差し支えなければ後日ご回答させていただければと思います。

以上です。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 今、決算補足資料をもらったんですけども、一般会計と一緒に決算補足資料、市税の収納状況の中から国保の分だけを引き抜いたのではないかと思うんですけどもね。そのところをちょっと説明していただきたいんですけども。当然、税務課では一緒にやらざるを得ないからやるんでしょうけれども、最近の状況はどうなんですか。今、

大変固定資産税とか市税だとか、そういうようなものについてはほっておく市民が多いけれども、国保税について、保険証がなくなってしまうから、滞納整理のかなり相談、私も何件かご相談に乗ってやったことがあるけれども、そういう関係でもって進むんだと思うんですけれども、現在の状況で、先ほど大変また被保険者が減っているのに増えている状況ではないかと思うんですけれども、そのところをどういうふうに対応していますか。一般の税と、この関係というのは。ちょっとそこだけまず最初に聞きたいんですけれども。

○委員長（片桐文夫） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） 滞納者の方、市民税だったり、固定資産税でだったり、国保税だったりということでありまして、納税相談に当然来ていただいた中で、どこを優先していくかというところで納税者との相談の中で決めていくような形になろうかと思います。特段国保税を優先するですとか、市民税を優先するですとか、そういった対応ではなくて、あくまで納税者の方と相談しながら決めているような状況ではございます。

○委員長（片桐文夫） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 全体的なことを聞きますけれども、国保会計の状態については、現状動いているやつですから、そんなにそごがないと思うんですけれども、今後の問題をちょっと聞いておきたいんですけれども、国が都道府県単位でもって国保会計を掌握しろということで、はっきり言ったらば、後期高齢者の保険と同じようなふうを考えているんだと思うんですよね。後期高齢者の場合には、全体の中で決めたのが今度各自治体でもってまたそれを具体化するという事になっているんだけれども、そうすると、今、私、一番新しい資料を持っているんですけれども、令和5年の国民健康保険料（税）の率については、旭市は所得割が6.6%、これは高いところになると8.1%とかってなるんですよね。それから、資産割なし、今全部国保税では資産割はなくなっています。それから、均等割が旭市は2万1,000円、これも1万五、六千円から、高いところでは2万6,500円なんていうところもあります。それにプラスして、後期高齢者の支援金分とか、介護支援分とかというのをのつけていくんですけれども、これは今、千葉県では実際にどういう方向に向いているんですか。

ちょっと分からないところがあるので、これが大変気になっていて、いわゆる国保に入っている人、それから健康保険に入っている人、後期高齢者に入っている人ということで、健康を守る保険関係がばらばらになっていて、さらにそれを県で統一していこうということなので、大変心配しているんですけれども、そこら辺のところは今どうなっているのか、この決

算の機会に簡単に教えていただければありがたいと思います。

○委員長（片桐文夫） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） それでは、松木委員のご質疑にご回答させていただきます。

松木委員もご存じのように、国民健康保険につきましても、県単位の広域化になってございまして、その事業運営につきましても、県のほうで運営方針を決めまして進めているところでございます。現在、令和6年度から第2期となっておりますが、その中で、国のほうとしましては、保険料、保険税の統一化ということで方向性としては進めておりまして、千葉県といたしましては、令和11年を目標としまして、納付金の算定におきましては、単純化しまして、県内統一の算定方式にするというふうな発表をさせていただいております。県下納付金の統一ですね。

せんだって松木委員のほうからは保険税の統一ということでお話ございました。これについてはまだ正式な方針のほうに県のほうとしてはうたってございませぬ。全国で見ますと、まだそれについては保険税の統一ということになりますと2県程度しかございませぬので、これから先、また第3期とか第4期になったときに考えられるのかなと想定しております。

以上でございます。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

永井委員。

○委員（永井孝佳） ちょっとざっくりした質疑になってしまうんですけども、外国人の保険のただ乗りみたいな話をよく聞くんですけども、そういう実態って旭市とかでもあるんでしょうか。

○委員長（片桐文夫） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） こちらにつきましては、旭市のほうについてそういった情報はいただいておりますので、今のところないものと考えております。

以上でございます。

○委員長（片桐文夫） 永井委員。

○委員（永井孝佳） 保険証の使い回しという話もよく聞くんですけども、その辺の対策というか、何かあれば教えてください。

○委員長（片桐文夫） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

- 保険年金課長（高野 久） 被保険者証につきましては、現在マイナンバーカードへの移行と
いうことを進めております。そうしますと、マイナンバーカードにつきましては顔写真付で
ございますので、そこで防止が可能なのかなということが1点ございます。

あと、窓口で当然こちらのほう、市のほうで発見することが難しいことになりますので、医
療機関で確認という形になりますけれども、それについては、医療機関のほうに適宜県なり
国から通知を出しまして、そういったことのないようにということで出している状況でござ
います。

以上でございます。

- 委員長（片桐文夫） 永井委員。

- 委員（永井孝佳） ちょっとしつこくなってしまうんですけども、今マイナンバーカードが
あって、保険証も両方使えるという状態なんですけれども、それを誰かにあげてしまったり、
貸してしまったりして使うことも可能になってしまうと思うんですけども、その辺の対策
というか、その辺もあったりしますかね。

- 委員長（片桐文夫） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

- 保険年金課長（高野 久） 繰り返しになるかもしれませんが、こちらについては、基本的に
使い回しということになりますと、詐欺罪という犯罪に当たりますので、そういった事例が
今のところ県内とか発表されておりませんので、今のところ安全なのかなというふうにして
います。最近の話になりますが、マイナンバーカードについては顔写真がありますので、そ
れが担保されているものだと考えております。

以上でございます。

- 委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

戸村委員。

- 委員（戸村ひとみ） お願いします。

最初に、本会議場での説明のときに、歳入歳出の、事業勘定のほうですけれども、歳入のほ
うで、予算額と決算額、最初のページに書いてあるんですけども、それが 1.4%、決算額だ
と思うんですけども、1.4%の減というのは、これは前年比ということですよ。1.4%減で、
歳出のほうは、予算と決算と数字が出ているんですけども、0.6%の増というふうに私は書
き取っているんですが、先ほどの前者の答弁の中で、これは税務課のほうのお話だったかと

思うんですけれども、後期高齢者になった方が減になっているみたいな、そういうお話があったと思うんですけれども、これって、この予算立てのときに、こういうのって当然考えられたことだと思うんですけれども、歳入のほうで、具体的には、84 億 2,700 万円の予算を立てて、結果 81 億 5,445 万 9,000 何がしの歳入を今度歳出のほうで、当然のことながら歳入と歳出の予算って同じ額になると思いますので、結果、決算額というのが 79 億 7,457 万円という、5 億円ぐらいですか、予算と乖離があるんですけれども、ここのところが何かしっくり来ないんですよ。

前年度に比べて、どういう予算立てをされてこういうことになったのかという、当然のことながら、1 年たつと後期高齢者になられるという方の人数とかも加味されての予算立てだと思いますので、歳入のほうは減っているけれども、歳出のほうは前年より増えたという、このところの説明をお願いします。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） それでは、今、戸村委員のほうからは対前年度の比較のお話と予算立ての話と 2 点出ておりますので、決算につきまして先に対前年度の比較ということでお話しさせていただきますと、対前年につきましては、再三申し上げておりますとおり、歳入につきましては、被保険者数の減少によりまして、国民健康保険税等含みます歳入が減っているような状況でございます。

歳出のほうが対前年から 0.6%増えているということでございますが、被保険者数は減少しているんですけれども、1 人当たりの単価が上がってございます。それによりまして、大きな、9 割方が保険給付費の給付になるんですけれども、そちらのほうで 1 人当たりの単価が上がっているため、対前年と比較しまして上がっているような状況でございます。

予算立てのお話でございますが、これは昨年の決算のときも戸村委員からご質疑いただきましてお話ししたんですけれども、基本的には、予算の編成につきましては、想定されます被保険者数並びに 1 人当たりの保険給付費については、県のほうで算定されたものを旭市のほうで使ってございます。

今回、当初予算と決算で乖離が生じたということでございますが、予想といたしましては、県が想定していました令和 5 年度の被保険者数よりも、実際に被保険者数のほうを見ますと、200 人程度の減少幅がありますので、そこが影響しているのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 市のほうでは、市内の後期高齢者が令和4年度から令和5年度に移るときに、移るときにというか、令和5年度の予算立てをするときに、後期高齢者になられた方の数というのは把握しているものなんですか。県のほうからこういう数字が出てきたというのと、これはちょっと違うのではないかなみたいなことというのは、市のほうでは考えることができることなんですか。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） それでは、戸村委員の再質疑につきましてご回答いたします。

先ほども申しましたが、予算におきます令和5年度の想定されます被保険者数については、あくまでも県のほうで算定されております。実際の決算になりますと、旭市のほうでも数値が分かりますので、その差として200人ぐらいの減少幅が大きかったということで回答はできるんですけども、実際算定の中でどうやって後期高齢者を判定しているかというのは県のほうなので、私のほうではちょっと回答は控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。どうしてもこういう金額の多い誤差というんですか、それが出てきてしまうんですね。あくまでも県のほうのということになると。

それでは、何かちょっとなかなか理解が及ばないんですけども、歳出のほうの予算と決算というのもこういう金額の差が出てきてしまうというのはもう仕方がないということなんです。

そうしたら、繰入れしていると思うんですよ。当然のことながら、ここだけの会計でできることではないので、その繰入れ状況をお願いします。どこから引っ張ってきているとか、あと、令和4年度、もうちょっと前ぐらいから、どういうふうに額が変遷しているのかちょっと知りたいのでお願いします。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 今、繰入れというお話がございましたが、こちらにつきましては、財政調整基金からの繰入れということでよろしいでしょうか。それとも、全体的な繰入れと

いうことをございましょうか。

（「足りない部分を入れているほう」の声あり）

○保険年金課長（高野 久） それであれば、基本的には財政調整基金になろうかと思います。

足りない部分につききまして、過去の繰入金としましては、令和2年度が1億2,000万円、令和3年度が1億8,000万円、令和4年度が1億5,000万円、令和5年度につきましては2億8,000万円でございます。

先ほど財政調整基金について足りない部分でございますが、一般会計からの繰入れにつきましても、基本的には税を補填する部分での保険基盤安定基金とか法定繰入れが前後していますが、こちらにつきましては、多少の変動がございますが、こちらについては説明は今回はしないということでよろしければ。

（「もう1回、そこを言ってください」の声あり）

○保険年金課長（高野 久） 繰入金につきましては、一般会計から入れます法定繰入れでございます。こちらにつきましては、例えば、いろいろと入れ方があるんですけれども、例としましては、所得の低い方がいる場合について、一般会計から法的に繰り入れる部分があります。また、財政調整基金につきましては、完全に全体的な事業の中で足りない部分について補填するような形になります。

ですので、今、戸村委員から話がありました補填する部分でいえば、財政調整基金の繰入れということなので、今の数字でよろしいかと思しますので、よろしくお願いします。令和5年度については2億8,000万円となっております。

以上でございます。

○委員長（片桐文夫） 議案の審査は途中でありますが、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時 5分

○委員長（片桐文夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案の審査を行います。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 先ほど繰入金の増になった要因ということでお話が出ておりまし

て、一応先ほども人数のほうのお話をさせていただきましたが、県のほうで当初予算を組んだときには1万7,000人程度の数字をお示しいただいたんですけれども、それよりも200名程度減少した形で決算になっておりますので、そこが影響していることと、もう1点につきましては税務課のほうで説明させていただければと思います。

○委員長（片桐文夫） 税務課長。

○税務課長（榎澤 茂） 令和4年度と令和5年度の保険税の関係だと思います。一般会計の市税のときにもちょっとお話しさせていただいたと思うんですが、令和4年度と令和5年度を比較したときに、コロナ関係のいわゆる給付金に関係しているのかなというふうに思われます。国保の場合の方は、いわゆる事業者の方が被保険者の中でやっぱり多いと思われまして、こういった方々、コロナ給付金を頂いたものが全部所得として見なされますので、所得割額は、令和4年と令和5年と比較すると令和4年度のほうが所得割額がかなり多くなっております。令和5年は通常どおりに戻っているという状況がありますので、その点で令和4年と令和5年では、税収についてはその影響が出ているのかなというふうに思われます。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 令和4年と令和5年ではということで1億6,000万円、先ほど、これは財調からの繰入れのことなんですけれども、令和4年が私が書き取っているのでは1億2,000万円……

（発言する人あり）

○委員（戸村ひとみ） 1億5,000万円で、令和5年が2億8,000万円ということで、1億3,000万円で、その前の令和3年が1億8,000万円、令和2年が1億2,000万円ということで、毎年1,000人ぐらいの減があつてということなので、それで財調からのほうが1億何千万何がしを令和2年も令和3年も令和4年も補填した形で、令和5年はほんと1億3,000万円ぐらい増えて2億8,000万円ということで、それが今ご答弁ありました、要するにコロナのほうの影響でということで、この令和5年に関してはということであったので、では、これは例年のこの財調の繰入れとかを見ますと、令和5年が特殊であつたら、また元に戻るということでしたら、こういう2億何千万円かの繰入れというのを、毎年1,000人前後で減っているということでしたら、また、同じように令和6年から戻るとかなという感じなんですけど、あと、県のほうから1万7,000人というふうな提示があつたということでの予算立てということで、それが1,000人の違いがあつたんですか。県からの提示と随分人数の差が毎年あることなんですね、

きつとね。

その辺と、あと、このままいくと相当数減っていきますよね。相当数減るといえるか、残った人のほうがだんだん少なくなってくる感じになってくると思うんですけれども、そのあたりで、財政調整基金のほうをこれから後も、元に戻ったとして1億何千万円かずつを繰り入れなければいけないような状況がこの先もずっとあるということの認識でいいのかどうかお願いします。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） まず、一つ目が被保険者数の減少につきまして、こちらについては、やはりこれからも減少の傾向は続くものと判断しております。

それと、もう一つが財政調整基金からの繰入れにつきまして、こちらについても、年度間調整ということで、毎年繰入金を入れていきますが、社会変動とかそういった形で変化してくれば、上がることもありますし、下がることもあるんですけれども、基本的にはこれからも繰入金は続いていくものと判断しております。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。何でこんなにしつこく聞くかといいますと、やっぱり国保が市全体の予算に、予算というか会計においてどれぐらいの負担になっているのかというのを見たいのと、それがどれぐらい続くのかとか、続くというと、負担というのはいけないのかも分からないですけれども、ただ、やっぱり限られた財源をその中をどういうふうに使っていくか、財源を市民の方にどんなふうに戻していくかというのが市政には求められているところで、その中で1億円も、令和4年度よりも令和5年度、1億3,000万円も財調から入れなければいけないとかということになると、その貴重な財調の中を公約として挙げられている子育て支援のほうの、そっちのほうに本来ならば使わなければいけないような部分もあると私は思っているんですけれども、そういった部分で、ここのその1億3,000万円のうち、例年の乖離をちょっと考えてみて、そのことが心配になったもので聞きました。分かりました。ありがとうございます。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑は。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 失礼します。先ほど崎山委員からご質疑いただきました滝郷診療

所におきます年代別ということで、あればということでした。申し訳ございません、手元のほうの統計資料としましては、各被保険者、要は社会保険なのか、あと後期高齢なのか、国保なのか、こういった統計は取らせていただいています。また、市内でどちらの方がお使いになっているかということも統計を取っているんですけども、残念ながら、年代別だけは取っていませんでしたので、こちらについては、申し訳ありませんが、ございませんので、よろしくお願いします。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（片桐文夫） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

企画政策課長。

○企画政策課長（柴 栄男） すみません、先ほど議案第2号の中で、病院事業債管理特別会計歳入歳出決算に関する説明資料がありましたが、その中で誤りがありましたので、報告させていただきます。

5ページになりますが、起債の明細としまして、令和5年に借入れました2本の起債が載っております。それぞれ発行年月日の欄になりますが、令和8年3月29日となっておりますが、正しくは令和6年3月29日でありました。令和5年度に借り入れた2本の起債ですが、発行年月日がそれぞれ令和8年3月29日となっておりますが、正しくは令和6年3月29日となります。正しい資料を提出させていただきますけれども、大変失礼いたしました。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 続いて、議案第4号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 続きまして、議案第4号、令和5年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてご説明をさせていただきます。

本会議では決算書に沿ってご説明いたしましたので、本日は、国保同様、歳入歳出決算に関する説明資料によりご説明したいと思います。お手元のほうに歳入歳出決算に関する説明資料をご用意ください。こちらのほうのものになります。

それでは、説明に入らせていただきます。

では、2ページをご覧くださいと思います。

上の表は、後期高齢者医療の被保険者数になります。一番下の計の欄をご覧ください。

令和5年度の年度末被保険者数は、一番右側になります、1万543人となりまして、前年度末より414人増加しております。伸び率で4.1%の増となりました。

なお、65歳から74歳までの64人につきましては、身体障害者手帳保持者等でございます、本人の申請により後期高齢者医療の被保険者となったものでございます。

下の表は、後期高齢者医療保険料納付状況になります。中ほどの小計の欄をご覧ください。

現年度分の収入済額は、Cの欄、5億6,951万円、不納欠損額は、その右側、Dの欄、1万円、収納率は一番右側、99.5%となりました。小計の下、滞納繰越分の欄をご覧ください。滞納繰越分の収入済額は、Cの欄、162万3,000円、不納欠損額は、その右側、Dの欄、99万2,000円、収納率は一番右側になります33.8%となりました。

一番下の合計の欄をご覧ください。

収入済額は、Cの欄、5億7,113万3,000円となり、収納率は、一番右側の99.0%と前年度と同率となりました。

次に、右から3列目の収入未済額ですが、内訳として、現年度分が上から3番目の小計、285万7,000円で、滞納繰越分は、その下、215万6,000円となりました。これによりまして、一番下の収納未済額の合計は501万3,000円となり、この金額をもって令和6年度における滞納繰越しの調定額となります。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（片桐文夫） 担当課の説明は終わりました。

議案第4号について、質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 議案第4号について、何点かご質疑申し上げます。

決算資料を見て、あんまりよく分からなかったんですけども、特に、この説明資料の中で分かるように、最近、1割負担から大体全体を2割負担に持っていこうと、3割負担は現状、現職と同じような収入の方で高い方なんですけれども、そういう傾向があるんですけども、これはどのような状況に今なっているか、簡単でいいですからご説明いただきたいと思っています。

○委員長（片桐文夫） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） これは一昨年の令和4年度に切り替わりました状況でございますが、1割の方の中で、所得のこれは全額そんなに大きくはないんですけども、2割負担に

なった方がございます。これについては、1割負担の中の関係で言いますと、全体の12%ぐらいに、全国平均をいいますと13%と言われていましたが、旭市のほうは12%ということで推移してございます。

以上でございます。

○委員長（片桐文夫） 松木委員。

○委員（松木源太郎） そうすると、近々1割負担というのはなくなるということなんですか。そのところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（片桐文夫） 松木委員の質疑に対して答弁をお願いします。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） 今、報道等では3割負担というような話も出ていますけれども、今のところ、国・県なりからはこれを統一的に3割にするという方針的なものという通知とか、そういったものは来ておりませんので、現状のまま多少なりとも続くのかなというふうに考えております。

○委員長（片桐文夫） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 現状は、ここの説明資料の2ページの上段のほうの旭市には約1万500人ぐらいの後期高齢者の被保険者がいるわけですね。その中でこのように分かれていて、恐らくほとんどの方が、というか大部分の方は1割負担なんだけれども、この方たちを、全体を2割負担に持っていこうとしているのではないかという動きがあるんだけれども、そのところを教えていただきたいんですよ。

後期高齢者のやつはいろんな形でもって取りっぱぐれのないように年金から引かれてしまったり、いろんなことでもってあるので、おかげさまでもっていろんな、国保みたいに煩わしいあれがなくても、制度がいいかどうかは別にして、後期高齢者というのはすごくかかりやすくなっているわけですよ。それは私いいと思っているんだけれども、つまり税金のほうも滞納処分の金額というのはすごく少なくなるわけですよ、今ね。ただ、そういう制度なんだけれども、本当に今の1割という方が大部分の状態で、将来もいけるのかどうかという問題が今出てきていると思うんだけれども、そこら辺のことについては、見通しだから分かりませんが、意見をちょっとお聞かせいただければと思っているんです。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（高野 久） それでは、松木委員のご質疑にお答えいたします。

こちらのほうにつきましては、まだ先ほど話しましたように、国・県なりから正式な通達等来ておりません。考え方としては、今のところ報道等では、1割負担を2割とか、そういった話はされているんですけれども、正式なものが来ていませんので、これについて回答がなかなかできないという状況でございますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（片桐文夫） 特にないようですので、議案第4号の質疑を終わります。

続いて、議案第5号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 議案第5号、令和5年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

介護保険事業特別会計歳入歳出決算に関する説明資料に基づきまして説明をさせていただきます。

資料のほうは、大丈夫でしょうか。それでは説明させていただきます。

資料の2ページをお開きください。

上の表1の高齢者人口等につきましては、本会議におきまして補足説明を申し上げたところですので、下の表2の要支援・要介護認定者数からご説明いたします。

要支援・要介護認定者数の状況でございますが、第1号被保険者数の令和6年3月末の欄をご覧ください。

65歳以上の第1号被保険者では、要支援1と要支援2を合わせた認定者が428人、要介護1から要介護5を合わせた認定者が2,561人で、合わせて2,989人となっております。

次に、中ほどの欄になります、特定疾病を要件とする40歳以上65歳未満の第2号被保険者では、令和6年3月末、要支援認定者が9人、要介護認定者が70人で、合わせて79人となっております。全体では、令和6年3月末、要支援認定者は437人、要介護認定者が2,631人、総合計は3,068人で、前年度と比較しまして72人の増となりました。

続いて、3ページをお願いいたします。

3の介護保険料ですが、65歳以上の第1号被保険者の保険料率は、負担能力に応じた所得段階別定額制となっております。この表は、令和3年度から令和5年度までの3か年の保険料額となりまして、所得段階は11段階で、第5段階が基準額となります。

続いて、下の４の所得段階別第１号被保険者数ですが、こちらはただいまご説明いたしました所得段階別の被保険者数の令和６年３月末の人数と割合となっております。

続いて、４ページをお願いいたします。

５の介護保険料納付状況ですが、表のほぼ中央の収入済額Ｃの欄をご覧ください。

上から順に、まず年金からの天引きとなります現年度分特別徴収の収入済額は１１億１,６２０万２,３００円となり、Ｅの欄の還付未済額を差し引いた収納率は、表の１番右の欄のとおり１００％であります。現年度分普通徴収の収入済額は１億１,５０９万９,４００円、収納率は、前年度より１.４ポイント増の９０.６％となりました。

次に、過年度分ですが、収入済額は５９０万６８０円となり、収納率は２５.１％、不納欠損額は、右隣の欄のとおり６７０万４,２４０円でありました。現年・過年度分を合わせた全体では、収入済額は１２億３,７２０万２,３８０円で、還付未済額を差し引いた収納率は前年度より０.１ポイント増の９７.７％となりました。

続いて、下の６の介護保険給付費のサービス別支出状況となります。まず、居宅サービスの保険給付費の合計額は、中段のＡ欄で１８億１,６７３万８,３４５円、対前年度７.０％の増となりました。

次に、中ほどの地域密着型サービスは保険給付費の合計額Ｂ欄で、８億６,３７３万９,４５７円、対前年度５.５％の増となりました。

続いて、施設サービスですが、保険給付費の合計額Ｃ欄、１８億５,９２７万６,６８７円、対前年度３.２％の減となりました。

次に、特定入所者介護サービス費Ｄ欄は、１億９,８７８万５,６７２円、対前年度３.２％の減で、これは施設入所者で低所得の方の自己負担を軽減するため、食費、居住費を補足給付したものであります。

次に、高額介護サービス費Ｅ欄は、１億１,０３５万８,７３６円、対前年度３.９％の増で、これは１か月に支払った利用者負担額が一定の上限額を超えた分について後から給付したものであります。

次の高額医療合算介護サービス費Ｆ欄は、８４０万６,５５３円、対前年度０.３％の増となりました。

これらの付加給付を含めました保険給付費の総額は、一番下の欄になりますが、４８億６,１０９万２,４００円、対前年度２.１％の増となりました。

以上で、議案第５号の補足説明を終わります。

○委員長（片桐文夫） 担当課の説明は終わりました。

議案第5号について、質疑がありましたらお願いいたします。

松木委員。

○委員（松木源太郎） ご苦労さまでした。介護保険制度は、できた頃はすごくよかったんですけども、だんだん悪くなってきて、負担が増えてということで、実際に仕事をやっている方たちも大変だと思うんですけども、私もこのところ介護関係のサービスを受ける方のお手伝いをしたりして、大変難しい問題があるなと思いました。

そこで、1点だけ聞きたいんですけども、実は、訪問介護の地元にあるステーションがどんどん減っているという問題があって、県内でも、もう町段階では訪問介護のサービスをできるところが町の中に1件もないというようなことだそうですけれども、旭市の現状はどうなんですか。そのところをちょっとお聞きして、やはりこの介護保険がかなり変質してきてしまっていて、大変手続きが難しいんだか、普通の人ではなかなか手を出せないような状態になっているんですよね。そのところがもっと改善できないのかなと思うんですけども、その2点、現状をお知らせいただきたいと思います。

○委員長（片桐文夫） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） ありがとうございます。

まず、訪問介護事業所が減っているという情報が、全国のほうで何うということでしたけれども、本市のほうでは、実際次々となくなるというような話は受けておりません。市内で訪問介護は15か所ありますが、減っているというような話は受けておりません。

逆に、通所介護とか、そういったのも増えているということで、一時期コロナ等で利用控えとかがありました、今はもう令和5年度になって大分戻ってきているのかなというふうな感じはしております。給付費を見ても2.1%増額になっていますので、その辺を見ると利用者は増えているのかなという形で考えています。

あと、手続きが難しいのというような話です。実際、手続き、窓口に来られるんですけども、お困りの方は、実際の手続きを最終的にするのはご家族がされる場合も多いですが、事業所の方が代行で来る場合もあります。その事業所の方が代行で来るために、お困りの相談があったときには、包括支援センターとかそういったところで、例えば民生委員とか、地元のほうでこういう方がいるけれどもということで、あった場合には、地域包括支援センター市内4か所、基幹含めて4か所ありますけれども、そちらで相談していただいて、そちら

を經由で事業所のほうから、もしくは包括のほうからというような形で、その辺は手続きができるだけ支援に結びつくように、その辺で難しくならないように対応しているところであります。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 松木委員。

○委員（松木源太郎） ありがとうございます。そうなんですよ。私は今年になって2件そういうところのお手伝いをして、大変困難で、1人は一緒に組合運動をやった方で、2か月後にお亡くなりになったんですけれどもね。79歳で独りで暮らしていたら、突然動けなくなって、私のところに電話があつて、私は昔のあれでもって訪問介護をやっているところに電話したら、松木さん、これはケアマネジャー通してやらなければできないんですよと言われて、そこから勉強させてもらいました。

それで、大変今の制度は、それなりの包括支援センターへ行って相談すると、市の職員とセンターの方が一緒に来てくれて、それで何回も相談して、それでいろんな政策的なものを出していただけていることで、すごく旭市ではやりいいんだなと思っていたら、地方ではどんだん町の中でもって、そういう小さな訪問ステーションがなくなってしまうという問題が今起こってきているらしいんですけれどもね。そういう問題があつたので、その問題を一つ質疑したいなと思ってお聞きしました。ありがとうございました。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） お願いします。こちらやはり他会計からの繰入れということで、どのような変遷があつているのかということですね。国の方針として、施設よりも在宅というほうを増やしていくといったら言い方が変ですけれども、施設に限界があるので在宅ということで、どんどんそちらのほうにシフトが進んでいるのかどうか、そこと、あと、そうすると、経年で見ると、やはり繰入れというのが、過去を見てもこれから先も増えていくのではないかなと思うんですけれども、そのところをお願いします。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 他会計からの繰入れということで、介護保険は50%が被保険者の保険料、あとは国・県・市ということで、そちらから歳入、交付金なり負担金が下りてきます。それで事業を行っております。今回も先ほど説明しました給付費も2.1%増えている、

少しずつではありますが増えている状況であります。

今後、例えば要介護認定、被保険者、高齢者の方が75歳以上の方が、1号被保険者65歳以上の方が2万人ほどいらっしゃるんですが、その約半分の1万人くらいが75歳以上の方になります。全員が要介護ではないんですが、割合として高齢の方が要介護の重いほうになる傾向がありますので、そういう方がだんだん増えていくんであらうと考えております。そういう方は介護も必要だし、医療も併設したという形で、だんだんそういったのを含めると給付費が増えていきますので、他会計からの国・県・市からの繰入金も歳出に倣って増えていく状況であらうかと考えております。

あと、在宅へのシフトということで、実際国のほうでも、介護を受けている方ができれば身近な住み慣れたところで住めるようにということで、在宅介護の必要性というのを本市のほうでも進めております。今、こちら施設のほうが、施設給付のほうは減少しているんですけども、減少というか今年度はいろんな要因があって減少しているんですけども、在宅介護のほうは通所から、訪問介護から少しずつ増えていきますので、市としても、施設より在宅でできるだけ家族の方とで住んでいただけるような形で取り組んでいるところであります。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） ありがとうございます。

令和5年度は、市のほうからのこれも財調からでしたっけ、2億円ぐらい、予算で1億9,000万円とかって、違う、2億円が予算でしたっけね。市のほうの繰入金、決算書の2億円で予算を取っていませんでしたっけ、1億9,000万円。だから、そんなに違わない決算だったなと思ってちょっと表を見てみたんですけども、違ったかな。そこのところの変遷をお願いしたいです。令和4年度からちょっと遡ってもらって。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 繰入金ということで、歳入のほうの話だと思います。国、あと支払基金、県、あと市ということで4か所から歳入が入っているんですけども、まず国庫支出金というところで、これが25%なんですけれども、令和5年度が11億5,362万1,991円。

（発言する人あり）

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 市のほうでいいですね。失礼しました。市のほうの一般会計からの繰入金について状況ということでお伝えします。令和5年度は8億5,357万3,000円、令

和4年度は8億1,912万9,000円、令和3年度は7億9,687万円ということで、こちらも少しずつ一般会計からの繰入金も伸びている形になっております。

○委員長（片桐文夫） 暫時休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時44分

○委員長（片桐文夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 分かりました。ありがとうございます。市のほうの繰入金としては、一般会計のほうから8億5,300万円ぐらいが予算で、調定額、同じですね。予算、決算で同じになっているということで、分かりました。大体毎年これぐらいの額で、そうですね。分かりました。ただ、在宅へのシフトということがやっぱり市の方針としてもあるので、きっとこれは少しずつ伸びていくものだろうなということですね。分かりました。ありがとうございました。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（片桐文夫） 特にないようですので、議案第5号の質疑を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時46分

○委員長（片桐文夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の採決

○委員長（片桐文夫） これより、討論を省略して、議案第2号から議案第5号までの採決を行います。

議案第2号、令和5年度旭市病院事業債管理特別会計決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（片桐文夫） 全員賛成。

よって、議案第2号は認定することに決しました。

議案第3号、令和5年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（片桐文夫） 全員賛成。

よって、議案第3号は認定することに決しました。

議案第4号、令和5年度旭市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（片桐文夫） 全員賛成。

よって、議案第4号は認定することに決しました。

議案第5号、令和5年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（片桐文夫） 全員賛成。

よって、議案第5号は認定することに決しました。

それでは、担当課の入替えを行います。

議案の審査は途中でありますが、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時 0分

○委員長（片桐文夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第6号について、補足説明がありましたらお願いします。

説明、質疑は、着座で結構です。答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） それでは、着座にて失礼いたします。

初めに、議案第6号、令和5年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてのうち、令和5年度の主な工事について補足説明を申し上げます。

水道事業決算書のほうの17ページをお願いいたします。

決算書17ページ、（1）建設改良工事の概況となります。

表の1行目と2行目、6行目は、令和5年度から令和6年度への繰越事業となります。

まず、1行目の水配R05第1号清和甲地区配水管切廻し工事ですが、千葉県発注の道路拡張工事に伴い、市の配水管の切廻しを行ったものです。

2行目の干潟配水場工業団地圧力タンク及び電磁流量計更新工事は、設備の老朽化に伴う更新工事で、いずれも令和6年5月に竣工しております。

3行目の水配R05第2号二地区配水管布設替工事は、水道事業ビジョンに基づく重要給水管の耐震管への布設替工事となります。

4行目の水配R05第6号鐺木地区配水管布設替工事ですが、漏水事故が多発する区間の管路を布設替えしたものでございます。

5行目の旭配水場ポンプ施設更新工事は、継続的に実施するポンプ施設更新工事のうち、仮設管及び東総広域水道企業団のバイパス管を布設替えしたものです。

6行目の水配R05第10号蛇園地区配水管切廻し工事は、建設課発注の排水路整備工事に伴い、配水管の切廻しを行うもので、現時点での進捗率は81%となっております。

（2）の保存工事の概況については、故障や経年劣化による動作不良となった設備や機械について修繕や更新を行ったものです。

以上で、議案第6号の補足説明を終わります。

○委員長（片桐文夫） 担当課の説明は終わりました。

議案第6号について、質疑がありましたらお願いいたします。

○委員長（片桐文夫） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 監査委員の意見書の中で、給水原価の問題についてちょっと指摘があるんですけども、令和4年度は供給単価が226.08円で、給水原価が218.90円、7.18円余裕が

あるわけですがけれども、令和5年度は供給単価が226.68円で、給水原価が236.95円ですから、マイナス10.27円、つまり1トン当たり10円、この単価がかかるということで、大分赤字の原因になっているのではないかと思うんですが、この点についてはどんな東総広域水道企業団から給水原価について、変更についてどんなことがあったんでしょうか。

○委員長（片桐文夫） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 東総広域水道企業団のほうの受水費のほうの関連になると思います。東総広域水道企業団の受水費につきましては、基本料金と使用した量に対して、従量料金との2段になっておりまして、その基本料金につきましては、令和4年度まで減額といいますか、割合のほうが措置されておりましたので、その金額が大体5,600万円ございました。その5,600万円につきましては、令和5年度については減額されなくなりましたので、その分支出として増えているような状況でございます。

○委員長（片桐文夫） 松木委員。

○委員（松木源太郎） ですから、実質的に単価が上がったわけですね、原水の。そういうことではないんですか。それが減額されないまま来て、この1年間そういう状態、これからもそういう状態が続くわけですか。

○委員長（片桐文夫） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 単価が変わったということではなくて、基本料金の算定がございまして、減額されるまでは85%という率で請求されておりました。それが4年間は76%ということで多少減額されていたんですけれども、それがまた元に戻ったといいますか、85%で基本料金のほうの算定を今度することになったということになります。

○委員長（片桐文夫） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 原価の変更のほうは分かりました。

全体的なことをちょっと聞きたいんですけれども、結局、水道事業は、この決算審査のところにも書いてありますし、それから決算書の報告のところにも出てきているんですけれども、今後どうするかという問題について、これからかなりのお金をかけなければならない状態に來ている。担当課長とのいろいろな話も、私してきたんですけれども、結局どういうふうにするかという基本的な方向を早く出して、全体的なこれから10年、20年後の目標についての計画が全部できているんでしょうか。

というのは、いろいろお話ししてきましたけれども、旭市の貯水場と、それから圧送用のポンプのところの工事がもう差し迫っているわけですね。それで、あの状態でもって今までどおりの旭市の水の送り方をしていると、結局電気代を食って、何かあったらまた大きな事故になるという、断水するという可能性もあるということで、この圧送式のところを本来私はなくすという計画を長期に持つべきだと思う。

つまり、自然流下の水道方式にするべきだと思うんですけれども、それはできなければ、前に担当課長とも公の場所でお話ししたことがありますけれども、飯岡、海上、干潟の高台にある、あそこ大体 50 メートルから 60 メートル高台ですから、そこから自然流下の面積を増やして、それで、全体的なバランスを取るのと、それから配水管が耐震性のものが 8 % 程度と言われているわけですから、それをどの程度いつまでに耐震性にするかという、個々にやっているよりも全体的な計画を早く皆さん方の知恵を集めてつくっていくべきではないかと思うんですけれども、そこら辺のところはどういうふうになっているか、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（片桐文夫） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 水道事業の方向性、今後の目標というところでございますけれども、水道事業につきましては、水道事業ビジョンの計画を基にしまして事業のほうを進めております。その中で、今お話がありました各配水場のほうのこれからということですが、松木委員のほうからもいろいろ話が出ています旭地域の配水場につきましては、圧送での送水をしております。水道ビジョンのほうの現在の目標としましては、旭地域の圧送している面積を他の配水場、干潟、海上、飯岡から自然流下面積を広げまして、旭地域の圧送の面積を縮小していくという方向性でおります。

あと、管のほうの耐震化の目標といいますか、計画なんですけれども、こちらは今現在まず重要給水管路、避難所等の重要施設に向いている配水管のほうを優先的に耐震管のほうへ更新をしております。また、各配水場から直接出ております基幹管路と言われるものについても、現在更新をしていく計画のほうを立てておりまして、今年度、旭配水場のものと飯岡のほうの基幹管路の更新を予定してございます。あと、老朽管等につきましては、その都度また更新のほうを耐震管に変えていく予定でございます。

以上でございます。

○委員長（片桐文夫） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 今のお考えは、私、口頭でもいろいろお聞きしてきているんですけども、水の問題ですから、大きな地震がこれからあるだろうということも予想される中で、市として、コンサルを頼んでもいいですよ。一定のお金をかけて、全体的な水道の見直しを、今課長がおっしゃった計画がずっとある話は聞いておりますけれども、そういうものを早く整備していく、旭市全体の中で、毎年のように、あの計画だ、この計画だって、いろんな計画が出てくるけれども、水道を基本的にどうするかというような計画が少しお金をかけてもいいからやらなければいけないのではないかなと思って、今。私は今回の決算を見ていて、いろんなことを感じたんですけども、そういうものは抜きにしても、やらなければいけないものはやっていく。

しかし、今大きな、全体で議論しなければいけないそういう計画が作られていない。このところが大きな問題だと思うんですよ。今日は課長以上の方はいらっしゃらないのであれですけども、今度、いつかその問題でもって質問もしていきたいと思って今調べているんですけども、そういうものがないままで、個々の場当たり的なと言ったら課長に言わせれば怒られるかもしれないけれども、そういう感じの水道の行政だと。

単価についても、東総広域水道企業団とどういうあれがあるというのもこれから明らかにしていっていただきたいんですけども、年によってそういう形でもって 10 円近くの水道の原価が上がったり下がったりしているというのは、これもどういうことなんだということもはっきり明らかにした上でもって事業を進めていただきたいと、このように思って今日は発言させていただきました。ご回答は、課長、いいですけども、そういうことをここで述べておきたいと思います。

以上です。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

永井委員。

○委員（永井孝佳） 1点質疑させていただきます。

令和5年度の建設改良工事の入札で、不調に終わったものがありましたら教えてください。

○委員長（片桐文夫） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 1時15分

○委員長（片桐文夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 工事のほうのやり直しといいますか、不調になった件ですが、こちらは、ロ地区のほうで1件不調になったものがございます。

○委員長（片桐文夫） 永井委員。

○委員（永井孝佳） その理由を教えてください。

○委員長（片桐文夫） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時16分

再開 午後 1時17分

○委員長（片桐文夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） すみません、入札時のこちらの予定価格と入札価格の金額の折り合いができなかったということで不調になったものでございます。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） すみません、それってこのさっき説明して下さった表の中にあるんですか。あれにはない。

あと、さっきご説明いただいた中で、ちょっと私の聞き間違いかも知れないんですけども、1行目の水配R05第1号清和甲地区という、これの千葉県発注の工事と言われました。ちょっと聞き取れていないから、そうなのかどうなのかというのと、これはどういった工事なのかというのをお願いします。あとは、その表の中では、一番下が建設課発注の工事だと言われていたので、ちょっとそこをお願いします。

それと、令和5年度の給水人口が5万6,273人で、令和4年度比で390人減で、ただ、普及率に関しましては0.6%上がっていると。給水人口が減っているから、年間総給水量も対令和4年度比で1.2%減になっているというふうに報告してあるんですけども、ここで、私ちょ

っと本会議場でも言ったんですけれども、監査委員からのご指摘の中で、要するに、経営が非常に年々厳しくなっているという中で、売上げを上げるのに努められるようみたいなことがあるんですけれども、それはどういうふうなことをしたら上がると思っていらっしゃるかということと、あと、普及率のほうが 90.4%ということになっているんですが、まだ私の知る限りでは、移住してきた人が土地を求めるのに、あそこは水道管が近くになから、そこに引っ張れないというふうに言われていて、井戸水しかない、だからその土地どうしようかって考えているとか、そういう話をうちの近所でも聞くんですよ。

本来ならば、売上げになるであろう人、移住してきた人とか、そういう方々が増えて、水の売上げが立つというようところが本管が近くに通っていないから、水道を引くには 100 万円ぐらいかかると言われたとか、そんなことを言われることがあって、それで、せっかくのチャンスというか、そういうものを逃しているような気がするんです。

そのところで、普及率が 90.4%と言いながら、まだこれからこの普及率を伸ばしていける可能性があるところというのはどれぐらいあるものか。それから、もし自分の土地に水道を引こうとしたときに、大体どれぐらいの金額がかかるものなのかというのを教えてください。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） まず、最初に申し上げました不調になった工事につきましては、決算書のほうには載ってございません。

決算書のほうにあります 1 行目の清和甲地区配水管切廻し工事ですが、干潟のちばみどりひかた支店の隣の道路の道路改良が県の発注で行われまして、その道路の拡張工事に伴って、配水管のほうを移動してくださいという依頼がありましたので、そのための工事になります。

それから、普及率の件でございますが、普及率は 90.4%ということで、まず本管から宅内に引込みをしているお宅というのがかなりまだございまして、ただ、引込みをしてありますけれども、上水道は使っていないくて、地下水を利用している方がいます。これは、水道事業を当初始めたときに、まず加入しますよということで、加入はして引込みをしたんですけれども、それ以降ずっと使っていない方というののもかなりいますので、そういった方々に上水道のほうを利用していただけのように推進をしているところでございます。

あと、水道管がない場所へのどのくらいの費用と、そういった面でございますが、まず市の水道事業のほうでは、現在拡張工事というのを行っておりませんので、市のほうで拡張のた

めの水道管の本管の布設をする工事というのは行っておりませんので、本管がないところにつきましては、本管があるところから持って来ていただくようなことになるんですけれども、それにつきましては、配水管のほう、本管を引き込むための一般家庭に限りますが補助というものを設けまして、補助のほうを行っております。

本管を引くための費用につきましては、現在、材料費について市のほうから補助をしているような状況になります。ですので、いろいろ舗装を剥がして、また補修し直すといった部分については、個人の方で。その布設する配水管のほうの材料費について補助をしているような状況でございます。

あと、引き込む費用ですが、これは市道ですとか県道ですとか、そういった道路舗装の状況によって大分費用面が変わってきますので、県道とか国道とかということになりますと、100万円以上、もっと費用がかかるような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 売上げを増やすというところでは、ちょっと具体的に監査委員のを読みますね。「今後の事業運営については、給水人口の減少や節水意識の向上等により、給水収益の大幅な増加が見込めない中、水道施設の一斉更新時期の到来に伴う更新需要の増大を控え、厳しい経営環境となる状況が差し迫っていることに注視しながら、安定した収益確保と効率的な経営に努められたい」、私はこの「安定した収益確保」というところをどのように考えていらっしゃるかという、監査委員のご指摘なのでね。

そうしたら、ご答弁の中で、水道を引いているけれども、実際には井戸水を使っている人に水道を使うようにというのを促していくということだったと思うんですけれども、一方でまた、さっき言いましたように、私の考えでは、水道が引きたくても、水道水を使いたくても使えない状況のところが多々あるんですよ。本当に移住したいけれどもというような方が、あそこの土地がいいと言ったら、そこは水道がないよって言われたとか、井戸水もいいんでしょけれども、災害時とかには本当に井戸水があると助かると思うんですけれども、ただ、常時食用というか飲んだりするには、やっぱり井戸水だと検査とかでちゃんとしたものでないと駄目でしょうし、そういったことから考えますと、この監査委員のご指摘の「安定した収益確保」につなげるためには、新たな需要というんですかね、そこのところを開発するしかないと思っているんです。

ですから、そういった意味では、その 100 万円を超えるという、水を飲むがために、飲料水を確保するがために 100 万円を超えるような、そういったお金を出さなければいけないというのがちょっと私は考えられないんですよ。

そのところで、1 点として、もう既に引いている人に水を使ってもらおうということもあると思うんですけども、新たに水道を引きやすいような状況にするというのは、そういう策というのは、令和 5 年度内でも、それまででもいいんですけども、考えられましたかね。いろいろ検討されていますか。今も検討されていますか。これすごい重要なポイントだと思うんです。監査委員のご指摘にあるようにね。お願いします。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） すみません、先ほどの質疑の中で回答漏れがございましたので、ちょっと回答させていただきます。

まず、売上げはどうすればいいのかということですが、こちらにつきましては、先ほどの普及率の向上ということで、まだ井戸水を使って水道水を使っておられない方に上水道を使っていただくということ、そうならば自然と売上げのほうが確保できていくのかなと思っております。

すみません、もう 1 点、補足説明での聞き取れなかった部分の再説明なんですけれども、それも県の発注の工事の件でよろしいですか。

（「県の発注は分かりました」の声あり）

○上下水道課長（多田一徳） 水道のないところへ引く場合の個人負担が大きいというところでの話なんですけれども、まず一つは、配水本管を引くための補助が一つございます。配水本管ではなくて、引込みの部分についての補助といたしますか、市のほうからの負担はないのかというお話はほかからもいただいております。そちらについては、水道事業の費用で賄うとなると費用負担が増えてきますので、そうすると水道料金にかかってくることもございますので、何も検討していないということではないんですが、現状そちらについて補助をしていくという方向性のほうは出しておりません。

以上でございます。

○委員長（片桐文夫） よろしいですか。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） あんまりよろしくないんですけども、先ほど松木委員のほうからもあ

ったんですけれども、こういうまちづくり全体の話となると、答弁してくださる方がいらっ
しゃらないんですよ。こちらにね。課長はそれぞれの課のことで答弁、そこまでじゃないで
すか。そこから上の答弁というのをしてくださる方がいらっしゃらないので、全然これに関
してはよろしくないです。だって、監査委員がこういう指摘をされているのに、そのところ
に対して、私は補助するかどうかということを聞いているんじゃないんですよ。引込みに
対してね。ではなくて、水道を引いて、そこに移り住んできたいんだけど、結局県道か
ら引き込もうと思ったら100万円を超えるって言われて、その土地は諦めた。そんな話を
聞くので、そうしたらまちづくりということに関係するわけじゃないですか。そうしたら、
この監査委員のご指摘の中の収益確保をどうやってやるんだというところに、まちづくり全
体として考えなければいけない部分が出てくるわけですよ。その答弁がいただける方がい
らっしゃらないでしょう。これ全然よろしくはないんですよけれども。

(「新たに広げないというのが旭市の見解」の声あり)

○委員長(片桐文夫) それか、本会議場で。

○委員(戸村ひとみ) 広げないって、でも、引込みを広げないってわけではないでしょう。

(「本会議場でもって反対討論をやらないと駄目だということ」の声あ
り)

○委員(戸村ひとみ) 引込みするのを広げないって言われているわけではないと思うんですよ
ね。本管を広げないということでしょう。だから、私はそこから先のことを言っているんで
すよ。そうしたらもう収益確保なんかできなくなっちゃいますよね。

なので、よろしくないんですよけれども、本当に答弁いただける方がいらっしゃらないので、
しょうがない。しょうがないのか何なのか、策を考えるしかないですね。

○委員長(片桐文夫) 暫時休憩します。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時34分

○委員長(片桐文夫) 休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長。

○上下水道課長(多田一徳) 水道事業の配水管の布設ということの中で、まちづくりというと

ころでのお話でございました。まちづくりということでのお話も幾つかいただいております。そういった話をいただいた中で、関係課とちょっと協議をしたこともございます。その中で、現在、移住・定住のほうの補助金等も出ているかと思われまいますが、水道のほうの引込みに関しては、移住・定住の補助金のほうも含めた中での考えで出しているというようなことで担当課のほうから伺っております。

以上でございます。

○委員長（片桐文夫） 松木委員。

○委員（松木源太郎） 再度の質疑して悪いんですけども、今戸村委員のおっしゃったことと関連するんですが、この彼女が読んだ本年度の監査意見書がその後がどう書いてあるかという、「また、管路経年化率の増加傾向が進んでいることから、「旭市水道事業ビジョン」や「旭市水道耐震化計画」による長期計画に基づき、施設の老朽化対策や全国各地で頻発する地震に備えた震災対策を着実に推進していただき、安全で安心な水道水の安定供給に努められるよう要望する。」、これが監査意見書のくくりなんです。

ところが、去年の監査意見書に全く同じ言葉が書いてある。何年もそこはこうなんです。つまり市の責任者がこの言葉を読んでないんですよ。読んでないか頭に入っていないからこういうことが起こる。

ですから、私が質疑した東総広域水道企業団との間に単価が上がってしまう。10 円上がるんですよ、単価が。大変なことですよ。そのことについての経過は担当課長からお話聞きましたけれども、そういうことについて何らの対策もしない。それで、もっと言わせてもらえば、上下水道課なんて言って、上水道と下水道とまるっきり性格が違って、それから地域の配水、これを一緒にして一つの課にすればいいやという、そういう行政の進め方なんだよ。

だから、この問題は、特に水道は、今、永井委員と戸村委員だって話があったけれども、100 万円のお金を出してあそこからここまで水道を引きますなんていう人はいないんですよ。だから、新しくこの地域だったら人口が増えているから、市がお金を出して、水道をこの地域は引きましょと。つまり、ほかから来る人を呼び込みたいわけでしょう、旭市は。そういう政策のベースになることをやらなければ。来た人に 10 万円やる、100 万円やるから、1 人来てくれて。そうじゃないんですよ。いい町だから来る。そういうものをベースにするには、水道が一番大事だということを言っておきたいと思います。

○委員長（片桐文夫） 松木委員の今のあれに対しては、答弁できないでしょうから、よく確認してもらいまして。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(片桐文夫) 特にないようですので、議案第6号の質疑を終わります。

続いて、議案第7号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長(多田一徳) 議案第7号、令和5年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてのうち、令和5年度の主な工事について補足説明を申し上げます。

公共下水道事業決算書の43ページをお願いいたします。

(1)の建設改良工事の概況となります。

表の1行目、公共ます設置工事ですが、公共下水道区域の中で、農地等の理由で公共ますの設置されていなかった土地に、新たに家屋が建設されたことにより、公共下水道へ接続することとなったため、公共ますを設置する工事を実施したものです。

2行目ですが、公共下水道管移設等依頼工事は、令和4年度からの繰越事業で、建設課による排水路の整備に支障となる下水道管を先行して移設したものでございます。

3行目の公共下水道管移設等依頼附帯工事は、地下水への対応等、2行目の公共下水道管移設等依頼工事に附帯する工事を実施したものです。

(2)の保存工事の概況については、故障や経年劣化による動作不良となった設備や機械について修繕の更新を行ったものです。

以上で、議案第7号の補足説明を終わります。

○委員長(片桐文夫) 担当課の説明は終わりました。

議案第7号について、質疑がありましたらお願いいたします。

崎山委員。

○委員(崎山華英) すみません。この質疑、ちょっとどのタイミングで質疑したらいいかわからなかったんですけども、令和4年12月から下水道料金と農業集落排水もですけども、水道料金と一括して請求引き落としに方式が変わったと思うんですけども、収納率とか、その前年で変化があったのか。今回一括にしたことで、どのような効果を見込んでだったのかとか、ほかに何か経費削減になったことがあったなら、どれくらい経費が削減されたのか教えてください。

○委員長(片桐文夫) 崎山委員の質疑に対し答弁を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時45分

○委員長（片桐文夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） まず、収納率の関係でございますが、3事業一緒に請求のほうを現状させていただいております。各水道事業、公共下水道、農業集落のほうの収納率でございますが、令和5年度におきましては、水道料金のほうが98.31%でございました。令和3年度の収納率が98.38%でございますので、あまり水道のほうにつきましては変わらない状況でございます。公共下水道につきましては、令和3年度98.92%から、令和5年度が99.25%ということで収納率のほうが上がっております。また、農業集落排水につきましては、98.96%から令和5年度が98.11%ということで、ちょっとこちらのほうは、収納率のほう下がった状態でございます。

三つ一緒にしたメリットなんですけど、こちらはそれぞれ納付証のほうを発行しておりましたので、それを一つにするということで、業務量ですとか、また通知書発送の切手代ですとか、そういった面での費用の軽減ということでメリットのほうは出ております。

以上でございます。

○委員長（片桐文夫） そのほかに質疑はありませんか。

松木委員。

○委員（松木源太郎） 公共下水道事業についても同じようなことが言えるんですけども、それとは別にして、水洗化率というのはいわゆる今どのぐらいのところに来ているかということ、接続人口が4,870人ということですね。そして、水洗化率が74.8%。前にもお話ししたことがあるんですけども、今回、公共下水道の西の地域、第2期の地域は当面やらないということに市で決定した、これはしょうがないと思うんですけども、私もね。だから、今の公共下水道が使える地域でどれだけ接続してくれるか。

つまり、この地域の方々は、1平米当たり800円の加入金を払っているわけです。これは下水道法の決まりでもって、公共下水道の地域は、その土地を持っている人は1平米当たり幾ら払いなさいと。この地域でもってそれが無いのは、旧佐原市だけです。佐原市はそういう

ものがありませんでした。小見川町はありましたけれどもね。佐原市が下水道やった頃はそういうまだ法律がなかったんです。それは別にして。ですから、その 800 円を払ったにもかかわらず、25%以上の方がまだ公共下水道を使ってないんですね。一部くみ取りの人もあるし、合併処理浄化槽の人もある。

公共下水道が始まってから合併処理浄化槽をわざわざつけた人はいませんから、公共下水道が始まる前に合併処理浄化槽を使っていた方が、その地域が公共下水道の地域になって、5 年かけて平米当たり 800 円のお金を払った。まだ払っていない方もいます。

そういうような状況だからなかなか難しいんですが、ですから、ここのところをどう上げるかということが、この公共下水道の決算に、いわゆる予算に大きく影響してくるので、その地域の方々には、今ちょっと上下水道課長に聞きたいんですけども、今、合併処理浄化槽の場合に補助金がほかのところはついていますが、公共下水道の地域の方々は差別されてつかないですか。それとも、それを取っ払う費用なんかは援助しないでしょう。だから、合併処理浄化槽を取っ払って、接続するための費用をある程度市でもって持つということを表現すれば、公共下水道を 25%近くの方がつなぐことになれば、この会計のかなりいろんな面でいい結果をもたらすと、こういうふうに私は考えているんですけども、担当課長のご意見をお伺いしたいと思います。

○委員長（片桐文夫） 松木委員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 普及率の向上につきまして、補助ですとかのお話をいただいております。公共下水道事業、一般会計からの繰入れの金額が大分ございまして、使用料で賄われていない状況がございます。そういった状況の中で、合併処理浄化槽撤去のための補助となりますと、こちらはやはり経営のほうに大分負担がかかってくる状況になると思いますので、普及率の向上については、公共下水道単独ではなくて、他の関係する課のほうと協議した中で、補助できるかどうかというのをまた検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（片桐文夫） 松木委員。

○委員（松木源太郎） これもやっぱり答弁する人がいない。これ、読んでみましょか、監査の意見書を。どういうことを言っているかというと、「公共下水道事業は、清潔で快適な生活を営む上で必要不可欠なものであり、環境を重視したまちづくりに大切な事業であることから、公営企業会計の指標に基づく経営分析を行いつつ、「旭市公共下水道事業経営戦略」

についても適時見直しを行い、将来にわたって公共下水道事業が持続できるよう、施設の適正な維持管理と経営基盤の強化に努められるよう要望する。」、これを聞いた市のトップは何を考えると云ったならば、当然私が考えたように、あと 25%の人たちに公共下水道を使ってもらいと、市の負担増も減るなという、そういう発想になるんですよ。そういうふうな考え方でもって、この監査意見書は出ていると思うんですね。

だから、そういうような総合的なまちづくりの観点がなければ、ここだけ、ここだけやっていけば、そんないいまちづくりできないんじゃないかと思いますので、これは答弁要りませんけれども、そういうことがこの決算では考えられるということを申し上げておきたいと思います。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 41 ページの業務状況の報告の中で、水洗化率は 74.8%と書いてあります。今後、公共下水道区域については、拡大しないという中で施設を維持できるのか。また施設を持て余すことはないのかどうかお聞きしたいと思います。

○委員長（片桐文夫） 景山委員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 公共下水道の全体計画につきましては、1,010 ヘクタールから 230 ヘクタールということで縮小をさせていただきました。現在、供用開始をしている 202 ヘクタール、こちらにつきましては、今後計画を変更した中で、多少認可をこれから変更しますけれども、面積のほうは変わってくるかと思いますが、現状この 202 ヘクタールに対しての施設整備を行っておりますので、この施設について維持管理を適切に行っていくということになります。

以上になります。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

戸村委員。

○委員（戸村ひとみ） 同じような質疑を考えていたんですけども、やはり答弁いただく方がいらっしゃらないから、具体的に先ほど課長のほうからございました繰入れのほうがあるので、その負担が増えるだけだからというような話があったんですけども、繰入金のほうの、どんどん増しているのかどうか。令和 2 年ぐらいからお願いします。

○委員長（片桐文夫） 戸村委員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 一般会計からの繰入れにつきましては、令和２年度は３億 ８,５００万円、令和３年度が約３億 ７,９７０万円、令和４年度、令和５年度は４億円でございます。

以上でございます。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（片桐文夫） 特にないようですので、議案第７号の質疑を終わります。

続いて、議案第８号について、補足説明がありましたらお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） 議案第８号、令和５年度旭市農業集落排水事業剰余金の処分及び決算の認定についてのうち、令和５年度の主な工事について補足説明を申し上げます。

農業集落排水事業の決算書、同じものになりますけれども、決算書 ７１ ページをお願いいたします。

２の工事、（１）建設改良工事の概況となります。

表の１行目、江ヶ崎地区農業集落排水処理施設上澄水排出装置更新工事ですが、上澄水排出装置が故障により停止したため、更新を行ったものとなります。

表の２行目、江ヶ崎地区道祖神マンホールポンプ場制御盤更新工事は、腐食及び経年劣化による故障のため、更新したものでございます。

（２）の保存工事の概況につきましては、故障や経年劣化による動作不良となった設備や機械について、修繕や更新を行ったものでございます。

以上で、議案第８号の補足説明を終わります。

○委員長（片桐文夫） それでは、議案第８号について、質疑がありましたらお願いいたします。

永井委員。

○委員（永井孝佳） １点だけお願いします。

７０ ページの職員に関する事項なんですけれども、経營業務班が１人ということなんですけれども、公務やる方というのは下水道と兼任ということでしょうか。

○委員長（片桐文夫） 永井委員の質疑に対し答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（多田一徳） １名というのは経理上１名ということでさせていただいております。実際には、経理と工事をする公務のほうもありますので、そこは他の職員と兼任という

ような形になっております。

○委員長（片桐文夫） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（片桐文夫） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

議案の採決

○委員長（片桐文夫） これより、討論を省略して、議案第6号から議案第8号までの採決をいたします。

議案第6号、令和5年度旭市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（片桐文夫） 賛成多数。

よって、議案第6号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

議案第7号、令和5年度旭市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（片桐文夫） 賛成多数。

よって、議案第7号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

議案第8号、令和5年度旭市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（片桐文夫） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決及び認定することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（片桐文夫） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

それでは、上下水道課は退席してください。

ここで途中でありますが、午後2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時 2分

再開 午後 2時10分

○委員長（片桐文夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告事項

○委員長（片桐文夫） 続いて、担当課より財務諸表について報告がありますので、説明をお願いいたします。

財政課長。

○財政課長（池田勝紀） それでは、財政課から追加で提出しております財政状況に関する資料二つについてご説明いたします。

それでは、まず、一つ目としまして、財務書類をお開きください。

令和5年度旭市財務書類（速報版）と書かれた資料をご覧いただきたいと思います。これを用いまして、旭市の財務4表について説明してまいります。

2ページをお願いします。

初めに、財務書類の概要についてご説明いたします。

財務書類につきましては、新地方公会計制度に基づき、地方公共団体の会計制度に企業会計の手法を導入しようとする取り組みで、本市では平成20年度決算から貸借対照表などの財務4表を作成しております。

続いて、財務書類についてご説明いたします。

下の表、対象とする会計の範囲をご覧ください。

作成書類は、一般会計と病院事業債管理特別会計を合わせた一般会計等財務書類、旭市の全ての会計を対象とした全体財務書類、旭市の全会計に関連する団体等を加えた連結財務書類の三つの財務書類となります。本日はこのうち旭市の全ての会計を対象とする全体財務書類について説明いたします。

なお、一部事務組合などの関連団体まで加えた連結財務書類につきましては、令和5年度中に対象団体から決算書などの提供を受け、年度末を目途に作成、公表する予定であります。

3ページをお願いします。

財務4表の種類です。一つ目は貸借対照表、いわゆるバランスシートになります。二つ目は行政コスト計算書で、民間企業における損益計算書に相当するものでございます。三つ目は純資産変動計算書で、自己資本に相当する純資産の増減等の流れを明らかにするものであります。四つ目は資金収支計算書で、資金の増減等の流れ、いわゆるキャッシュフローを表すものでございます。

4ページをお願いします。

それでは、まず、1の貸借対照表（バランスシート）について申し上げます。

まず、上のイメージ図をご覧ください。こちらは貸借対照表の内容を分かりやすく図式化したもので、左側が資産の部、右側が負債の部と純資産となっております。また、この図の下に表が基となっている数値をまとめた表でございます。

以下、ほかの三つの財務書類につきましても、上に全体のイメージ図、その下に基となる数値の表というような記載となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、下の表をご覧ください。こちらで説明いたします。

資産の部です。網かけの①現金預金につきましては、後ほど説明いたします資金収支計算書（キャッシュフロー）の本年度末現金預金残高と突合するものになります。

下に行きまして、網かけの資産合計A欄は1,509億7,738万6,000円で、前年度と比較して15億135万7,000円の減となっております。これは建物の減価償却などによる有形固定資産の減や旭中央病院への貸付金の減による、投資その他の資産の減が主な要因です。

次に、負債の部、網かけの負債合計Bは590億2,371万2,000円となり、前年度と比較して24億1,618万円の減となっております。これは固定負債の地方債におきまして、一般会計や病院事業債管理特別会計で、新規の発行より償還が多かったことにより地方債残高が減したことが主な要因です。

資産から負債を差し引いた純資産合計Cは、②919億5,367万4,000円となっており、前年

度と比較して9億1,482万3,000円の増となりました。

なお、②純資産合計は、後ほど説明いたします純資産変動計算書の本年度末純資産残高と突合するものになります。

5ページをお願いします。

2の行政コスト計算書です。これは民間企業で言うところの損益計算書です。

下の表をご覧ください。網かけのところになります。

3の純経常行政コストは390億3,518万4,000円で、前年度と比較して3億1,802万円の減となっております。これは学校給食費の無償化に伴う使用料及び手数料の減による経常収益の減よりも退職手当引当金の減による人件費の減や、その他の業務費用の減による経常費用の減のほうが大きかったことによるものです。

これに臨時的な損益を加えたものが一番下の網かけ6の純行政コストとなり、③390億5,581万7,000円で、前年度と比較して3億1,128万3,000円の減となりました。

6ページをお願いします。

3の純資産変動計算書です。これは純資産の年度中の増減を表すものです。

まず、上のイメージ図をご覧ください。

純資産変動計算書は、前年度末の純資産残高から、まず純資産の減少要因となる純行政コストを差し引きまして、次に、純資産の増加要因となる税金や国・県の補助金などの財源を加え、最後にその他、会計の連結に伴う相殺などの増減を加味し、本年度末の純資産残高を算定するものになります。

下の表をご覧ください。一番下になります。

令和5年度の本年度末純資産残高は、②919億5,367万4,000円、前年度と比較して9億1,482万3,000円の増となりました。これは、上から2番目、純資産から差し引く2の純行政コストが前年度より減少したことや、純資産に追加する3の財源が国・県等の補助金の増により、前年度より増加したことによるものです。

なお、一番下の行、8の本年度末純資産残高、②の額は、4ページの貸借対照表の下の表、下から2行目、純資産合計の②の額と一致するものであります。

7ページをお願いします。

4の資金収支計算書、これはキャッシュフローで、市の資金収支の状況を三つの活動に区分して表したものでございます。

下の表をご覧ください。

網かけの業務活動収支A、これは行政サービスにおける人件費などの支出や市税などの収入といった毎年度の継続的な収入支出となります。令和5年度は40億2,527万9,000円となりまして、行政コスト計算書で説明しました人件費の減などにより、前年度と比較して1億4,279万8,000円の増となりました。

次に、投資活動収支Bです。これは学校や道路などの資産形成、投資、貸付金などによる収入支出となります。令和5年度はマイナス18億4,233万7,000円となりまして、統合保育所、統合消防分署建設開始に伴い、投資活動支出が増したことにより、前年度と比較すると5億580万2,000円の減、収支としましてはマイナス幅が大きくなりました。

次に、財務活動収支Cです。これは地方債の収入支出です。令和5年度はマイナス21億4,321万2,000円で、前年度と比較すると6億7,668万8,000円の増、収支としましては、マイナス幅が縮減となりました。これは一般会計と病院事業債管理特別会計で、地方債の新規発行額が前年度より増したことによるものです。

A、B、Cの三つの収支の合計に前年度末資金残高を加え、さらに本年度末の歳計外現金残高を足した、一番下の網かけ、本年度末現金預金残高Hは、①62億8,600万1,000円となりまして、前年度との比較で3,080万7,000円の増となっております。

この①の金額は、4ページ、貸借対照表の2の流動資産の（1）現金預金の網かけの①の額と一致するものでございます。

8ページをお願いします。

ここからは財務4表を用いた指標の分析の説明となります。

1、市民1人当たりの指標です。資産合計、負債合計、純行政コストの各金額を人口で割った金額で、資産については資産の形制度を、負債については財政の健全性を、行政コストは行政の効率性を図ることができます。

表をご覧ください。

資産については、令和5年度は240万6,000円で前年度と同額となりました。これは全体の資産は前年度から減しましたが、人口も減したためです。負債については、令和5年度は94万1,000円で、前年度と比較して2万8,000円の減となりました。これは地方債残高が減少したことが主な要因です。

行政コストについては、令和5年度は62万2,000円で、前年度と比較して1,000円の増となっています。これは全体の行政コストは前年度から減したものの、人口も減したためです。

次に、2、歳入額対資産比率です。これは、これまでに形成された資産が歳入の何年分に相

当するかを表すものです。令和5年度の比率は2.8年で、前年度と比較すると0.1年の減となっております。これは分子である資産合計が建物の減価償却などにより減となったことや、分母である歳入総額が地方債の新規発行の増加などにより増となったためです。

9ページをお願いします。

決算委員会のほうで菅谷委員のほうから自己資本比率について質疑があったと思いますが、この場所になりますので、今からご説明申し上げます。

3の純資産比率です。総資産のうち、返済義務のない純資産がどのくらいの割合を占めるかを表しています。企業会計における自己資本比率に相当し、この比率が高いほど財政状況が健全であると言えます。

令和5年度は60.9%で、前年度と比較して1.2ポイントの増となっています。これは純行政コストの減や国・県等の補助金の増により純資産が増したことで、建物の減価償却などにより資産が減少したことによるものです。

4、有形固定資産減価償却率です。これは有形固定資産のうち建物や工作物などの償却資産について、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているかを表します。この比率が高いほど施設の老朽化が進んでいると言えます。

令和5年度は63.6%で、前年度と比較して1.2ポイントの増となっています。令和5年度に新たに取得した大きな固定資産がなく、市内道路や本庁舎など現在保有しているインフラ資産や建物の減価償却費のほうが大きかったことが増の主な要因です。この比率は増加傾向にあります。

10ページをお願いします。

5、基礎的財政収支（プライマリーバランス）です。支払利息支出を除いた業務活動収支と投資活動収支を合算したもので、地方債等の元利償還額を除いた歳出と地方債等の発行収入を除いた歳入のバランスを示す指標です。プラス（黒字）であればその年の政策に係る経費が借金以外の収入で賄われていることになり、財政が健全であることを示します。

令和5年度は27億7,781万円の黒字です。前年度との比較では5億681万7,000円の減となりました。これは地方債を主な財源として実施している統合保育所、統合消防分署の建設工事の開始に伴い、3段目になります、投資活動収支が前年度よりも減、収支として前年度よりマイナス幅が増加したことが主な要因です。

続いて、6、社会資本形成の世代間負担比率（将来世代負担比率）です。これは、社会資本整備の結果を示す固定資産を、市債等の借入れによってどれくらい調達したかを表します。

この比率が高いほど、将来の世代が負担する割合が高いと言えます。

令和5年度は41.4%で、前年度と比較して0.9ポイントの減となっています。これは、表の一番下、分母である有形・無形固定資産合計が建物の減価償却などにより減少したものの、その上になります、分子である地方債残高がより大きく減少したことが主な要因です。

続いて、11ページをお願いします。

7、受益者負担の割合です。これは経常収益を経常費用と比較することで、行政サービス提供に対する負担について、どの程度を使用料や手数料等の受益者負担で賄えているのかを表します。経年や他団体との比較により、受益者負担が適正かどうかをはかることができます。

令和5年度は5.5%で、前年度と比較して0.6ポイントの減となっています。これは、学校給食費の完全無償化に伴う使用料及び手数料の減による経常収益の減が主な要因です。

以上が令和5年度の財務4表の説明となります。

作成したデータにつきましてはホームページなどを通じて公表することで、旭市の財政状況について、できるだけ分かりやすく説明していきたいと考えております。

次に、もう一つの資料について説明させていただきます。

決算カードのほうをお開きください。

これは、毎年度、総務省に報告する地方財政状況調査、いわゆる決算統計の内容をコンパクトにまとめたものです。県内の市町村が全て同じ様式で作成するため、他の団体との比較もしやすくなっております。

ただし、記入した数値につきましては、決算統計の手法に基づいて、共通した方法によって作成されておりますので、このカードの数値と決算書の数値は異なっている部分があることをご理解いただきたいと思います。

一例を申し上げますと、このカードにおける歳入歳出の総額は、一般会計の数値に病院事業債管理特別会計の中の独法化以降の起債借入分を加えたものとなっております、決算書の歳入歳出の総額とは異なっております。

それでは、このカードにどんな内容が盛り込まれてあるかを説明してまいります。

1ページになります。

上段には、人口と産業構造を示しています。

中段の左側には、令和5年度とその前年度、令和4年度の2か年の決算額の収支、令和5年度の普通交付税の算定に用いた基準財政需要額などを表示しております。また、右側には、各種財政指標と健全化判断比率を表示しております。

右側の財政指標等の一番上、財政力指数ですが、こちらは地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年の平均で、地方公共団体の財政力を示す指数として用いられているものです。令和5年度の財政力指数は0.49で、前年度と同じとなりました。

その下、実質収支比率ですが、こちらは実質収支額の標準財政規模に対する割合になります。令和5年度の実質収支比率は6.6%で、前年度の7.4%から0.8ポイント減しております。

記載内容の説明に戻りまして、下段には各特別会計の決算額を表示しております。

2ページのほうをお願いします。

左側の上段には款別の歳入を、その下には市税の収入状況を表示しています。

右側に移りまして、上段は性質別歳出を、その下には目的別歳出を表示しております。

最後に、一番下の枠には、現在進めている大規模事業を表示しています。

説明は以上でございます。歳入歳出の詳細などにつきましては、決算の説明とほぼ重複いたしますので、一つ一つの内容につきましては、後ほどご覧いただければと思います。

以上で、令和5年度決算に基づく財務4表と決算カードについての説明を終わります。

○委員長（片桐文夫） 担当課の報告は終わりました。

○委員長（片桐文夫） それでは、以上をもちまして本委員会を閉会いたします。

3日間お疲れさまでした。

閉会 午後 2時32分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会決算審査特別委員会委員長 片 桐 文 夫